

議案第113号

大堤跨線橋橋梁補修・耐震補強設計業務委託に係る損害賠償事件に関する和解について

大堤跨線橋橋梁補修・耐震補強設計業務委託に係る損害賠償事件に関し、次のとおり和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
岩手県一関市 萩荘字竹際33 番地5 株式会社一測 設計 代表取締役 藤原 勝広	11,603,185円	損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。	令和元年6月18日に委託契約を締結した大堤跨線橋橋梁補修・耐震補強設計業務委託において、成果品の耐震補強設計部分が偽装されていたため、北上市に社会資本整備総合交付金の返還及び再設計に係る費用の損害が生じたものである。

令和7年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

大堤跨線橋橋梁補修・耐震補強設計業務委託に係る北上市の損害賠償請求に対し、相手方が応じることから、和解をしようとするものである。